

～建設アクション2022～

きよくるNEWS VOL.1

新型コロナウイルス感染症が仕事と暮らしに大きな影響を及ぼしています

お困りの方は東京土建へ相談を!

組合の共済制度、東京土建国保の手当金、国の「事業復活支援金」など相談を受け付けています。新型コロナウイルス感染症に罹患した、又は影響を受けて収入が減少してしまった、という方は、まずは支部事務所へご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症に罹患した方は…

○組合総合共済 傷病見舞金

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、労務不能期間は入院期間とみなして申請が可能。医師又は保健所の証明が必要。

○土建国保 感染症手当金

新型コロナウイルス感染症に罹患（又は疑いがあり）、休業によって収入が減少した場合に申請が可能。医師又は保健所の証明が必要。

新型コロナウイルス感染症の影響で

収入が減少している方は…

○土建国保 保険料免除追加申請(3/17締切)

‘21年の売上高が昨年又は一昨年と比較して30%以上減少した事業者と給与者。又はコロナ感染症により重篤な傷病を負った方に最大で8か月の国保料を減免。

○事業復活支援金(国・1/31から申請開始)

‘21年11月から‘22年3月のいずれかの月の売上高が、‘18・‘19・‘20年と比較して30%以上減少した事業者が対象。給付金は個人で最大50万円、法人は規模により100万円～250万円。

○清瀬市事業継続支援金(市・2/28締切)

国又は東京都の月次支援金の給付を受けた事業者に10万円を給付。

**「日中は時間が取れない」という方は夜間相談会を実施します
2/17(木)、21(月)、28(月)、3/2(水)、7(月)19時から・要予約**

東京土建清瀬久留米支部

TEL: 042-473-8751

E-MAIL: kiyosekurume@tokyo-doken.or.jp